（介護予防）訪問入浴介護　運営規程【例】

※この運営規程の例はあくまでも参考例であり、記載の方法や内容は基準を満たす限り任意様式・内容で実情に応じて作成してください。また、介護保険法改正や厚生労働省通知の内容についても確認し、適宜内容を見直してください。

なお、枠内の赤字については注釈となりますので、事業所での策定時には削除してください。

（事業所名）　運営規程

（事業の目的）

第１条　法人〇〇〇（以下「事業者」という。）が開設する訪問入浴△△△（以下「事業所」という。）が行う指定訪問入浴介護及び指定介護予防訪問入浴介護（以下「指定訪問入浴介護等」という。）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業員が、要介護状態及び要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適切な事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　指定訪問入浴介護の実施にあたっては、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものとする。

２　指定介護予防訪問入浴介護の実施にあたっては、要支援状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の支援を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を図るものとする。

３　事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

４　事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業所、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等との連携に努める。

５　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

６　前各項のほか、「那覇市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和５年１２月２５日条例第５２号）」及び「那覇市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（令和５年１２月２５日条例第５４号）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

　(1)名称　　　訪問入浴〇〇〇

　(2)所在地　　那覇市○○○丁目○番○号

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第４条　事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1)管理者　１人

管理者は、従業者の管理及び指定訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問入浴介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2)看護職員　○人以上

(3)介護職員　○人以上

看護職員及び介護職員は、訪問入浴車により利用者の居宅を訪問して、入浴サービスを提供する。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1)営業日　　○曜日から○曜日とする。ただし、国民の祝日及び国民の休日、慰霊の日（６月２３日）および旧盆（旧暦７月１５日）、年末年始（１２月○日から１月○日）を除く。

(2)営業時間　　午前○時○分から午後○時○分

(3)サービス提供時間　　午前○時から午後○時○分

※営業日・営業時間は、利用者からの相談や利用受付等が可能な事業所の開所時間を記載してください。

※サービス提供時間は、利用者に対する訪問入浴介護のサービス提供が可能な時間を記載してください。

（指定訪問入浴介護等の内容）

第６条　訪問入浴介護従業者の行う指定訪問入浴介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

２　指定訪問入浴介護等の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供する。

３　指定訪問入浴介護等の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

４　指定訪問入浴介護等の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

５　指定訪問入浴介護等の提供は、１回の訪問につき、看護職員１人及び介護職員２人をもって行うものとし、これらの者のうち１人を当該サービスの提供の責任者とする。ただし、利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることとする。

６　指定訪問入浴介護等の提供に当たっては、サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用する。

（利用料その他の費用の額）

第７条　指定訪問入浴介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、そのサービスが法定代理受領サービスである場合には、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

２　法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護等に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定訪問入浴介護等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

３　次条の通常の実施地域を越えて送迎を行った場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えてから、おおむね片道１ｋｍごとに○○円を徴収する。

※交通費を徴収しない場合「～交通費は、徴収しない。」と記載してください。

４　指定訪問入浴介護等の提供に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

５　前各項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、個別の費用ごとに区分した利用料とその他の利用料について記載した領収書を交付する。

（通常の事業の実施地域）

第８条　通常の事業の実施地域は、那覇市、○○市、○○市、○○町とする。なお、その他の地域についても相談に応ずる。

（サービスの利用にあたっての留意事項）

第９条　利用者は、指定訪問入浴等の提供を受ける際に、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるように留意する。

（緊急時等及び事故発生時の対応）

第１０条　従業者は、指定訪問入浴介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

２　利用者に対する指定訪問入浴介護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

３　事業所は前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。

４　利用者に対する指定訪問入浴介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（業務継続計画の策定等）

第１１条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問入浴介護等の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第１２条　事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の指定訪問入浴介護等に用いる浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。

２　事業所において、感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

　 (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

　 (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

　 (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（苦情処理等）

第１３条　指定訪問入浴介護等の提供に係る利用者からの苦情及び相談に迅速かつ適切に対応するために、担当者を設置し、口頭、電話、メール等により苦情等を受け付けた場合は、苦情処理の体制に沿って対応し、その内容を記録する。受け付けた苦情等については、その原因を解明し、改善に取り組むものとする。また、苦情処理結果については、個人情報に配慮した上で事業所内での公表を行う。

２　事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、苦情の内容を記録して保存するとともに、その原因を解明し、再発を防止するため必要な措置を講じる。

３　事業者は、指定訪問入浴介護等の提供に関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

４　事業者は、提供した指定訪問入浴介護等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

（虐待防止に関する事項）

第１４条　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1)虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2)虐待防止のための指針の整備

(3)虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4)前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

２　事業者は、身体的拘束等は廃止すべきものという考えに基づき、従業者全員への周知徹底を行なう。

３　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

４　事業所は、認知症状のある利用者の個性を尊重するケアのため次の取組みをおこなうものとする。

(1)利用者に対する認知症ケアの方法等について、介護者に情報提供し、共に実践する。

(2)利用者の現在の生活やこれまでの生活について知り、一日の生活リズムや本人のペースを踏まえた臨機応変な支援を行なう。

(3)利用者に継続的に関わることで、様子や変化をとらえ、他の福祉サービス事業者や医療機関と共有することで、よりよいケアの提供に貢献する。

(4)定期的な研修等を開催し、認知症に関する正しい知識やケアを習得する。

（利益供与の禁止）

第１５条　事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しないものとする。

（秘密保持等）

第１６条　事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱に関するガイダンス」を遵守し、適切な取扱に努める。

２　従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

３　事業者は、前項に定める秘密保持義務について、従業者の離職後もその秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用時に取り決めることとする。

４　サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書で得ることとする。

（記録の整備）

第１７条　事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

２　事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護等の提供に関する次の各号に定める記録を整備し、その完結の日から５年間保存するものとする。また、利用者またはその家族の求めに応じ、これを開示し、又はその複写物を交付するものとする。

(1)提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2)利用者に関する市町村への通知に係る記録

(3)苦情の内容等に関する記録

(4)事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（その他運営に関する重要事項）

第１８条　事業所の従業員は、身分を証する書類を携行し、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示するものとする。

２　事業所は、従業員等の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1)採用時研修　採用後○ヶ月以内

(2)継続研修　　年○回以上

(3)認知症介護基礎研修　　医療・福祉関係の資格を有さない介護従業者を対象とする。

３　事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

４　事業者は、指定訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問入浴介護等を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問入浴介護等の提供を行うよう努めることとする。

５　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成○○年○月○日から施行する。

この規程は、平成○○年○月○日から施行する。（第○条改訂）

この規程は、令和○年○月○日から施行する。（第○条の事項の追加）